

答申第49号

答 申

1 審査会の結論

平成28年2月1日付けで異議申立人が総務部総務課（以下「実施機関」という。）に対して行った自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が同年2月10日付けで行った自己情報部分開示決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

- (1) 異議申立人は、津市個人情報保護条例（平成18年津市条例第22号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、実施機関に対し、平成28年2月10日付けで「私が平成26年度内に津市情報公開審査会でした意見陳述の記録（すべての案件）。」について、本件開示請求を行った。

- (2) 実施機関は、本件開示請求に対応する自己情報の記録として、次の自己情報の記録（以下「本件記録」という。）を特定した。

第34回津市情報公開・個人情報保護審査会会議録

- (3) 実施機関は、本件記録について、自己情報の記録の一部を開示しない理由を次のとおり記載し、平成28年2月10日付けで自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

開示請求者以外の個人印の印影部分については、条例第16条第2号に該当し、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。

開示請求者が出席していない審査会の審議内容については、条例第16条第5号に該当し、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。

- (4) 異議申立人は、平成28年2月18日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、本件処分を取り消し、開示を求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

本件部分決定は、開示しない理由がないにもかかわらずなしたもので違法である。

4 実施機関の不開示理由説明

当該自己情報の開示請求に係る開示請求者以外の個人印の印影部分につい

ては、条例第 16 条第 2 号に該当し、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。

また、開示請求者が出席していない審査会の審議内容については、条例第 16 条第 5 号に該当し、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。

5 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、部分不開示とした箇所が適正であるか否かについて争っている。

当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例第 7 条の規定に基づき、異議申立人及び実施機関による口頭の意見陳述を聴した上で、本件処分の妥当性について検討した。

(1) 異議申立人による口頭の意見陳述の要旨

当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例第 7 条の規定に基づき、異議申立人による口頭の意見陳述を聴した。

異議申立人は、本件記録の他、答申第 36 号及び平成 28 年 2 月 10 日付け津市指令監第 609 号自己情報開示決定通知書を提示の上、次の要旨のとおり意見陳述を行った。

ア 委員個人の印影部分について

開示は求めておらず異議は申し立てない。

イ 委員間協議の部分について

開示は求めておらず異議は申し立てない。

ウ 実施機関に対する質疑応答の部分について

不開示とする根拠条文である「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」のうち「率直な意見の交換」とは、通常行政内部での会議における意見の交換内容を指し、「意思決定の中立性」とは行政が意思決定をする場合において、その決定に至る経緯などがこれに相当するものであるが、当該箇所は実施機関による補足説明である。いずれの委員の発言であるかについては条例第 16 条第 5 号により部分不開示としたとしても、実施機関の発言部分については、あくまでも実施機関による補足説明であり、質問及び回答内容の全てを不開示とすべき理由は存在せず、開示するのが妥当である。

エ その他の開示すべき理由について

平成 28 年 2 月 10 日付け津市指令監第 609 号自己情報開示決定通

知書の内容は、本件開示請求の原因となる案件に係る住民監査請求監査の記録であり、その内容については全て開示されている。住民監査請求にしろ情報公開にしろ、その目的は情報を公開して住民が行政をチェックすることにあるもので、このように開示結果に差があることについては納得できるものではない。

また、答申第36号のとおり、実施機関の判断は誤りで公開すべきであるとの答申が出ているが、これは実施機関の意見陳述の内容そのものが誤りであることを示しており、どのような説明をしたのかについて公開すべきである。

(2) 実施機関による口頭の意見陳述の要旨

当審査会は、実施機関から提出のあった資料を見分した上で、実施機関による口頭の意見陳述を聴いた。その要旨は次のとおりである。

ア 部分不開示とした理由について

本件記録のうち、部分不開示とした箇所は、開示請求者以外の個人印の印影部分及び開示請求者の同席していない審査会の審議内容であり、各項目に係る不開示理由は次のとおり。

(7) 開示請求者以外の個人印の印影部分

開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第16条第2号に該当する。

(4) 開示請求者の同席していない審査会の審議内容

審議内容を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、条例第16条第5号に該当する。仮に、本件開示請求に係る審議内容に秘匿すべき情報を含んでいないとしても、これを開示することにより、将来開催されるであろう審査会において、審議内容が開示される可能性があることによって、委員間の意見交換が消極的になるおそれがあるため、不開示とすべきである。

また、実施機関に対する質疑応答部分については、質疑応答後に行われる委員間協議につながっていく内容であるため、質疑応答の形態をとっていながらも委員間協議の一部といえるものである。したがって、前述審議内容と同様の理由により不開示とすべきである。

イ 審査会の議事録に関する開示請求への対応等の整理について

本件開示請求以前に、審査会の議事録に関する開示請求の取り扱いに

について、平成27年2月26日付けにて津市情報公開・個人情報保護審査会に対し意見を求めたところ、同年3月12日付けにて次のとおり回答を得た。

(7) 審査会の会議の議事録を市の公文書として取り扱い、情報公開制度における開示請求に対応することの可否について

当審査会の会議の議事録については、便宜上総務部総務課において保管されております。これは、当審査会の庶務を総務部総務課において処理する旨が、津市情報公開・個人情報保護審査会条例に規定されていることによるものであります。

したがって、当該議事録については、津市情報公開条例第2条に規定する公文書として扱い、総務課を実施機関として、情報公開制度における開示請求に対応することは問題ないと考えます。

(8) 審査会の会議の議事録を市の公文書とし、開示請求に対応する場合における開示・不開示部分の考え方について

情報公開制度においては、公文書は原則公開の観点から、当審査会の会議の議事録は開示されるべきものがあると考えます。

ただし、当該議事録のうち、異議申立人の氏名、委員の個人印の印影部分については、津市情報公開条例第7条第2号に規定する個人情報であり、不開示が妥当であると考えます。

また、議事の内容のうち、異議申立人の口頭の意見陳述の内容については、これを開示することにより、例え異議申立人の氏名を不開示とするとしても、その発言内容から個人の特定につながるおそれがある情報として、不開示が妥当であると考えます。

さらに、当審査会委員の氏名及び発言内容については、これを公にすることにより、発言者である委員に外部から不当な干渉等の影響を受けること、また、公にすることを前提とした限定された発言内容になることが想定されることから、津市情報公開条例第7条第5号（審議・検討・協議情報）に規定する委員の率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがある情報として不開示とすることが望ましい。

(3) 当審査会の判断

本件では、異議申立人が平成26年度内に当審査会で行った意見陳述に係る自己情報開示請求として、第34回津市情報公開・個人情報保護審査

会会議録を本件記録として特定され、このうち、開示請求者以外の個人印の印影部分については条例第16条第2号、開示請求者が出席していない審議会の審議内容については同条第5号に該当するとして不開示とされたものである。

異議申立人は、開示請求者以外の個人印の印影部分及び開示請求者が出席していない審議会の審議内容のうち、委員間協議の箇所が不開示とされている点については、異議を申し立てないとのことである。

当審査会では、開示請求者が出席していない審議会の審議内容のうち、実施機関の質疑応答部分に係る不開示の妥当性について審議を行うものであるが、実施機関によると、質疑応答は委員間協議の一部であると主張していることから、質疑応答が委員間協議の一部とみなされるかという点と、委員間協議を不開示とすべき妥当性についても検討を行った。

ア 実施機関への質疑応答について

委員から実施機関に対して行う質問事項は、質問の形態はとりつつも委員の意見が質問の中に含まれてくことは避けられないところであり、また、実施機関による補足説明の部分と、委員間の意見交換の過程で求められた説明とを厳格に分離することも困難である。したがって、その実施機関の回答を開示すれば、委員間協議の内容を推測することが可能であるため、質疑応答は委員間質疑の一部であるとの実施機関による主張は妥当である。

イ 委員間協議について

委員間協議は探求の場面であり、様々な視点、角度から検討を行うものであるため、各委員が発言する際には、何らかの制約を受けることなく自由に発言できる環境が保証されている必要がある。仮に発言内容が公になる可能性があるということであれば、公になることを前提とした発言内容にならざるを得ず、審査会本来の目的を達成するための審議が十分に行われえないという事態も予想されるものである。したがって、委員間協議については条例第7条第5号により不開示とすることが妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成 2 8 年 3 月 7 日	諮問書の受付（各実施機関）
平成 2 8 年 5 月 1 7 日	諮問案件の審議並びに異議申立人及び実施機関からの口頭意見陳述
平成 2 8 年 6 月 2 3 日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
委 員	石 田 美 穂
委 員	高 橋 秀 治
委 員	早 川 正 祐